

原子炉主任技術者選任・解任届出書

原管発官 R5 第 47 号
令和 5 年 5 月 18 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智

原子炉主任技術者を次のとおり選任したので、核原料物質、核燃料物質及び
原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 26 の規定により届け出ます。

主任技術者の選任 解任に係る発電所 所在地	柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16-46			
監督に係る原子炉	1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉, 5号炉, 6号炉, 7号炉			
選任解任年月日	令和5年5月1日			
	(副)			
選任した主任技術者	氏名 及び 生年月日	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	住所	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	主任技術者 免状の種類 及び番号 (取得年月日)	原子炉主任技術者 第■■■■号 ■■■■■	原子炉主任技術者 第■■■■号 ■■■■■	原子炉主任技術者 第■■■■号 ■■■■■
	職位	■■■■■	■■■■■	■■■■■
解任した主任技術者	氏名 及び 生年月日	—	—	—
	住所	—	—	—
	主任技術者 免状の種類 及び番号 (取得年月日)	—	—	—
	職位	—	—	—
職務分担	■■■■■は■■■■■ ■■■■■が病気, その他やむを得ない事情 により, 職務を遂行できない場合に限り, 原子炉の運転に関し, 保安の監督を行わせる。			
選任理由	代行増員のため			
添付書類	被選任者の略歴書, 原子炉主任技術者免状写			

主任技術者の選任 解任に係る発電所 所在地		柏崎刈羽原子力発電所 新潟県柏崎市青山町16-46		
監督に係る原子炉		1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉, 5号炉, 6号炉, 7号炉		
選任解任年月日		令和5年5月1日.		
		(副)		
選任した主任技術者	氏名 及び 生年月日	■■■■■	■■■■■	—
	住所	■■■■■	■■■■■	—
	主任技術者 免状の種類 及び番号 (取得年月日)	原子炉主任技術者 第■■■■■号 ■■■■■	原子炉主任技術者 第■■■■■号 ■■■■■	—
	職位	■■■■■	■■■■■	
解任した主任技術者	氏名 及び 生年月日	—	—	—
	住所	—	—	—
	主任技術者 免状の種類 及び番号 (取得年月日)	—	—	—
	職位	—	—	—
職務分担	■■■■■は■■■■■ ■■■■■が病気, その他やむを得ない事情 により, 職務を遂行できない場合に限り, 原子炉の運転に関し, 保安の監督を行わせる。			
選任理由	代行増員のため			
添付書類	被選任者の略歴書, 原子炉主任技術者免状写			

被 選 任 者 の 略 歴

現住所



生

学 歴



略 歴 ^{※1}	選任要件に該当する実務内容	実務経験 ^{※2}	経歴年数 ^{※3}
	-	-	-
	-	-	-
	原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務	(4)	1年9か月 ^{※4}
	原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務	(4)	2ヶ月
	原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務	(4)	10ヶ月
	原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務	(4)	1年5ヶ月
	-	-	-
	原子炉施設の設計に関わる安全性の解析及び評価に関する業務	(3)	4ヶ月
	原子炉施設の設計に関わる安全性の解析及び評価に関する業務	(3)	9ヶ月
	原子炉施設の設計に関わる安全性の解析及び評価に関する業務	(3)	2ヶ月
	原子炉施設の設計に関わる安全性の解析及び評価に関する業務	(3)	1年7ヶ月
	-	-	-
	-	-	-
	-	-	-
	原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務	(4)	1年8ヶ月
	原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務	(4)	6ヶ月
	原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務	(4)	2年6ヶ月
	原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務	(4)	1ヶ月
合計実務経歴年数		11年9ヶ月	

※1 課内異動で所掌している業務が変わる等がある場合は、グループ等の詳細を記載すること。

※2 選任要件に該当する実務経験については、以下の項目に分けて記載すること。

- (1) 原子炉施設管理に関する業務
- (2) 原子炉の運転に関する業務
- (3) 原子炉施設の設計に関わる安全性の解析及び評価に関する業務
- (4) 原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務

※3 経歴年数については、※2で分けた項目ごとに記載すること。

※4 入社一年間は研修期間とするため、経歴年数に含めず。

第 [redacted] 号

原子炉主任技術者免状

[redacted]

[redacted] 生

第 [redacted] 回原子炉主任技術者試験
に合格したので核原料物質、核燃料
物質及び原子炉の規制に関する法律
第41条第1項の規定に基づきの
免状を交付する

[redacted]

文部科学大臣 塩谷 立



経済産業大臣 二階 俊博



被 選 任 者 の 略 歴

現住所 [Redacted]

[Redacted] 生

[Redacted] 学 歴

略 歴 ^{※1}	選任要件に該当する実務内容	実務経験 ^{※2}	経験年数 ^{※3}
[Redacted]	-	-	-
[Redacted]	-	-	-
[Redacted]	-	-	-
[Redacted]	-	-	-
[Redacted]	原子炉の運転に関する業務	(2)	
[Redacted]	原子炉の運転に関する業務	(2)	7ヶ月
[Redacted]	原子炉施設の設計に関わる安全性の解析及び評価に関する業務	(3)	1年11ヶ月
[Redacted]	-	-	-
[Redacted]	原子炉施設の設計に関わる安全性の解析及び評価に関する業務	(3)	3ヶ月
[Redacted]	-	-	-
[Redacted]	-	-	-
[Redacted]	-	-	-
[Redacted]	原子炉の運転に関する業務	(2)	1年4ヶ月
[Redacted]	-	-	-
[Redacted]	-	-	-
[Redacted]	-	-	-
[Redacted]	-	-	-
[Redacted]	-	-	-
[Redacted]	原子炉の運転に関する業務	(2)	1年7ヶ月
[Redacted]	原子炉の運転に関する業務	(2)	5ヶ月
[Redacted]	原子炉の運転に関する業務	(2)	1年
[Redacted]	-	-	-
[Redacted]	-	-	-
[Redacted]	-	-	-
[Redacted]	-	-	-
	合計実務経験年数		9年3ヶ月

※1 課内異動で所掌している業務が変わる等がある場合は、グループ等の詳細を記載すること。
 ※2 選任要件に該当する実務経験については、以下の項目に分けて記載すること。
 (1) 原子炉施設管理に関する業務
 (2) 原子炉の運転に関する業務
 (3) 原子炉施設の設計に関わる安全性の解析及び評価に関する業務
 (4) 原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務
 ※3 経験年数については、※2で分けた項目ごとに記載すること。
 ※4 入社一年間は研修期間とするため、経験年数に含めず。

第 [redacted] 号

原子炉主任技術者免状

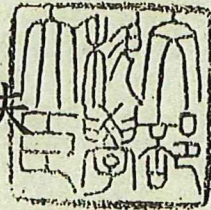
[redacted]

[redacted] 生

第 [redacted] 回原子炉主任技術者試験に合格したので核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第41条第1項の規定に基づきこの免状を交付する。

[redacted]

文部科学大臣 川端 達夫



経済産業大臣 直嶋 正行

